

鳥取県で対応する利用できる・利用しやすくなる行政サービス

令和5年10月1日時点

自治体名
鳥取県

(注意事項)

- ・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要な場合があります。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
1	県立病院でのコロナ時等の面会	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	中央病院総務課 0857-26-2271 厚生病院総務課 0858-22-8181	患者本人の同意があれば証明書等の提示は不要
2	県立病院での病状・治療方針の説明	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	中央病院総務課 0857-26-2271 厚生病院総務課 0858-22-8181	患者本人の同意があれば証明書等の提示は不要
3	県営住宅の入居申込み	②証明書の写しを提出	住宅政策課 0857-26-7411	届出受理証等の写しの提出に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たすことが必要です。
4	心身障がい者等の生計同一者に対する自動車税の減免	③不要	税務課 0857-26-7053	生計同一者が運転する場合で、障がいの程度や自動車の用途等の一定の要件を満たす必要があります。生計同一者であるかは、市町村が発行する生計同一証明書で確認します。
5	県職員の休暇	③不要	人事企画課 0857-26-7036	県職員が対象です。
6	県職員の諸手当	②証明書の写しを提出	人事企画課 0857-26-7036	県職員が対象です。